

いつでもATMで簡単お預け入れ♪



ATM定期貯金

店頭表示
金利

+ 年 **0.025** %

- お取り扱い期間 令和6年4月8日(月) ~ 令和7年3月31日(月)
- ご利用いただける方 JA 遠州中央の総合口座通帳または定期通帳をお持ちの個人の方
- 対象商品 スーパー定期 1年もの ※元利金継続のみの取り扱いとなります。
- ご契約金額 3万円以上(1円単位)



©よりぞう

●受入方法

取引時の組み合わせ	1契約の受入限度額
総合口座通帳または定期通帳 + 現金	100万円以内(ただし、紙幣100枚以内、硬貨100枚以内)
総合口座通帳または定期通帳 + キャッシュカード	1,000万円未満(貯金口座からの振替出金) ※①

※① キャッシュカードで契約する際に貯金口座の取引後残高がマイナスになる場合は本商品をご契約いただけません。

●取扱範囲

取扱通帳	取扱 ATM	取扱可能な範囲
総合口座通帳	受入をともなう口座開設 および2件目以降の受入	当 JA・県内 JA 現金・振替(キャッシュカード)が可能 県外 JA 振替(キャッシュカード)が可能 ※②
	受入をともなう口座開設 2件目以降の受入	取扱不可 当 JA・県内 JA 現金・振替(キャッシュカード)が可能 県外 JA 取扱不可

※② 県外 JA の ATM で総合口座通帳に定期貯金を作成する場合は、出金元の口座と受入先の定期貯金口座は同一総合口座内での取り扱いとなります。ATMの種類によっては取扱いができない場合があります。

既に通帳に「メリットツー(基準定期)」が作成されている場合、ATMでその通帳に作成する定期は自動的に「おまとめ対象定期」となり、本商品を契約できませんのでご注意ください。

- ATMによって稼働日・取扱時間が異なる場合がありますので、ATMまたは店頭にてご確認ください。
- 次回継続時は、継続時の店頭表示金利が適用されます。
- 中途解約された場合、当JAの所定の中途解約利率が適用されます。
- 利息に20.315%(国税15.315%、地方税5%)が分離課税されます。
- 金利環境の変化等により適用金利が変更となる場合や、取扱いを中止させていただく場合があります。

詳しくはお近くのJA遠州中央支店窓口まで
お気軽におたずねください。

商品概要説明書

(令和6年4月8日現在)

1. 商品名	○A T M定期貯金 (単利型)		
2. 販売対象	○個人		
3. 取扱期間	○令和6年4月8日 (月) ~令和7年3月31日 (月)		
4. 期 間	○定型方式……1年 ※元利金継続のみの取り扱いとなります。		
5. 預入方法	(1) 預入方法 ○一括預入 (2) 預入金額 ○3万円以上 (3) 預入単位 ○1円単位 (4) 預入形態 ○J A遠州中央の総合口座通帳または定期貯金通帳に限ります。		
6. 受入方法	取引時の組み合わせ		1 契約の受入限度額
	○総合口座通帳または定期通帳 + 現金		100万円以内 (ただし、紙幣100枚以内、硬貨100枚以内)
	○総合口座通帳または定期通帳 + キャッシュカード		1,000万円未満 (貯金口座からの振替出金) ※1
※1 キャッシュカードで契約する際に貯金口座の取引後残高がマイナスになる場合は本商品を契約できません。			
7. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。		
8. 利 息	(1) 適用金利 ○預入時のスーパー定期1年ものの店頭表示金利に0.025%上乗せした利率を初回満期日まで適用します。自動継続の場合には、自動継続時のスーパー定期1年ものの店頭表示利率を当該満期日まで適用します。 (2) 利払頻度 ○満期日以後に一括して支払います。 (3) 計算方法 ○付利単位を1円として1年を365日とする日割計算となります。 (4) 税 金 ○20.315% (国税15.315%、地方税5%) * の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 (5) 金利情報の入手方法 ○金利は店頭またはホームページに表示しています。		
9. 手数料	—		
10. 取扱範囲	取扱通帳		取扱A T M
	○総合口座通帳	受入をともなう口座開設および2件目以降の受入	当J A・県内J A 県外J A
		現金・振替 (キャッシュカード) が可能 振替 (キャッシュカード) が可能 ※2	
	○定期貯金通帳	受入をともなう口座開設	取扱不可
2件目以降の受入		当J A・県内J A 県外J A	現金・振替 (キャッシュカード) が可能 取扱不可
※2 県外J AのA T Mで総合口座通帳に定期貯金を作成する場合は、出金元の口座と受入先の定期貯金口座は、同一総合口座内での取り扱いとなります。A T Mの種類によっては取扱いができない場合があります。			
11. 付加できる特約事項	○総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ○マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いはできません。		
12. 中途解約時の取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率 (小数点第4位以下切捨て) により計算した利息とともに払い戻します。 ①6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満 ……… 約定利率×50% ○満期日前の解約については、窓口のみの取扱いとなります。		
13. 貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。		
14. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当J A支店または金融部 (電話:0538-36-7039) にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J Aバンク相談所 (電話:03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A金融部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター (J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。)		
15. その他参考となる事項	○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ○本商品のご契約はA T Mのみ、ご解約は窓口のみの取扱いとなります。 ○通帳式のみの取扱いとなります (総合口座通帳含む)。 ○既に通帳に「メリットツリー (基準定期)」が作成されている場合、A T Mでその通帳に作成する定期は自動的に「おまとめ対象定期」となり、本商品を契約できません。 ○満期解約予約については、総合口座通帳のみの取扱いとなります。ただし、「メリットツリー (基準定期)」の受入れがある総合口座通帳は、満期解約予約の取扱いができません。 ○通帳レス口座でのご契約はできません。ただし、既に本商品が作成されている場合、自動継続は行われます。 ○金利環境の変化等により、適用金利が変更となる場合や、お取扱いを中止させていただく場合があります。		

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A遠州中央